

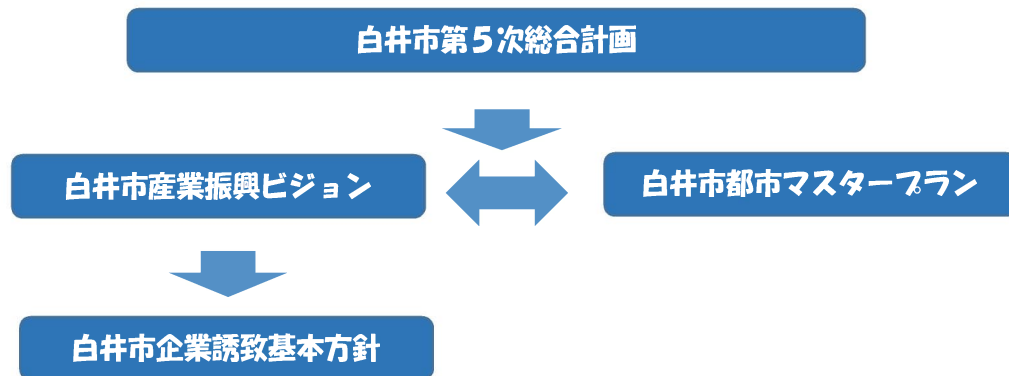
白井市企業誘致基本方針（素案）

1. 目的

白井市企業誘致基本方針（以下「本方針」という。）は、白井市産業振興条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 8 号）により産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施するため策定された白井市産業振興ビジョン（令和 3 年 12 月策定 以下「ビジョン」という。）に基づき、戦略的で透明性のある企業誘致を実施するための基本的な方向性、誘致すべき産業とその候補地、及び誘致の進め方を示し、産業用地の不足に対応した企業誘致を進めていくことを目的とする。

2. 位置づけ

本方針は、白井市第 5 次総合計画後期実施計画事業「企業誘致推進事業」の実現に向け、企業誘致の推進について戦略的に取り組むための方針とする。



3. 基本的な方向性（ビジョンより）

- （1）地域経済の活性化
- （2）雇用機会の創出
- （3）財政基盤の強化

4. 誘致すべき産業・施設

ビジョンにおける SWOT 分析を踏まえ、地域特性や市の強みを活かした企業誘致を推進するため、次に掲げる産業・施設の誘致を目指します。

- （1）都心から 30 キロ圏内に位置し、成田空港や千葉港に近く、国道 464 号、国道 16 号等の高規格な道路を有しているという強みを活かした「生産流通産業」の誘致
- （2）国が策定した「半導体・デジタル産業戦略」、「成長戦略実行計画」等を踏まえ、本市の強みである電力インフラを活かした「次世代成長産業」の誘致
- （3）白井市第 5 次総合計画で掲げる「若い世代定住プロジェクト」、「拠点創造プロジェクト」の実現に寄与するにぎわい・交流を生む「集客施設・業務施設等」の誘致

5. 事業候補地（誘致エリア）

本方針における事業候補地は、別紙 1 のとおり。

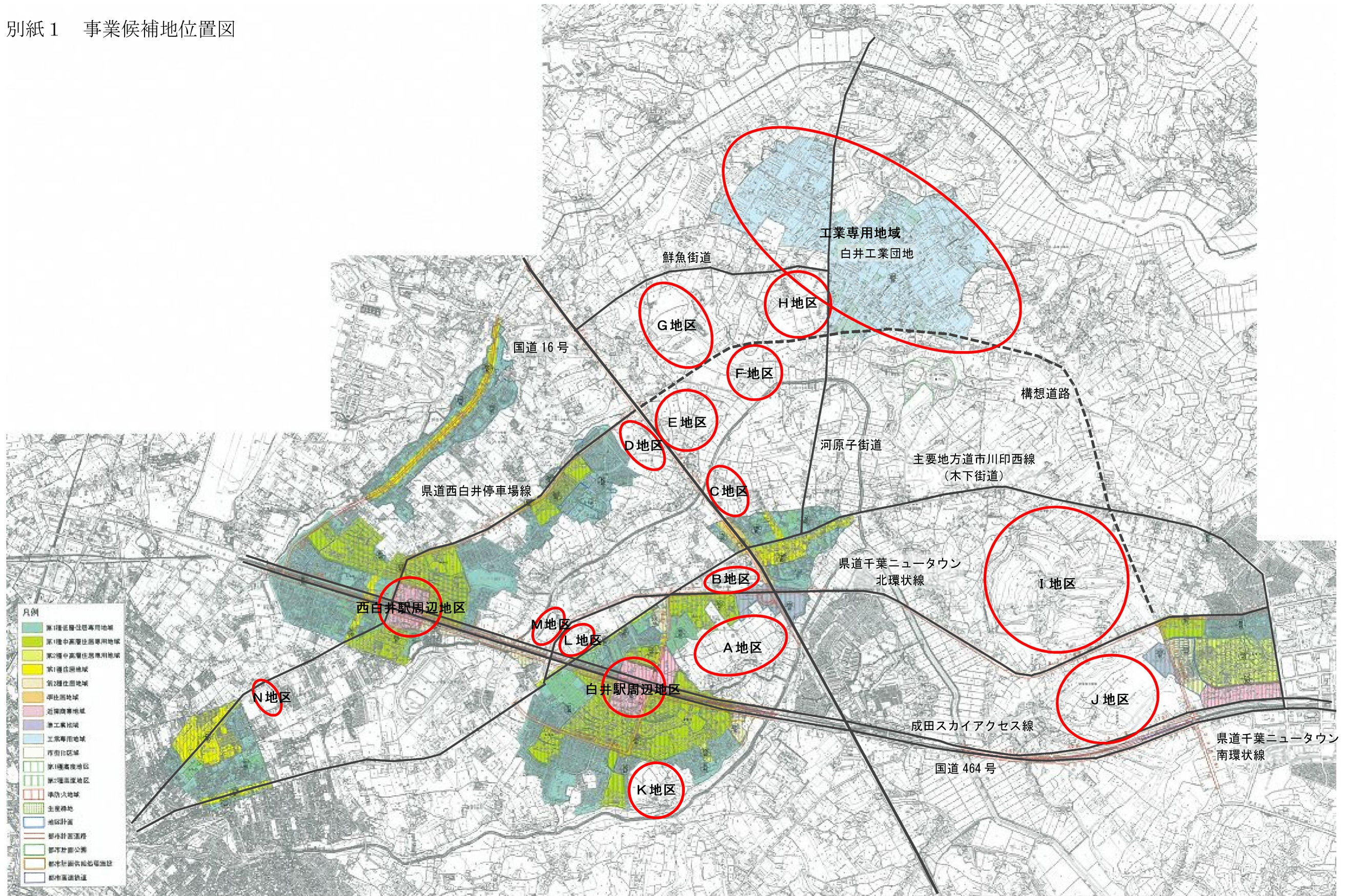
なお、本方針は新たに事業候補地を設定することを妨げるものではない。

6. 企業誘致の進め方

本方針における企業誘致の進め方は、白井市まちづくり条例(平成 16 年 3 月 26 日条例第 1 号)第 9 条に規定される「地区まちづくり協議会」を活用し、企業誘致を進めるものとする。

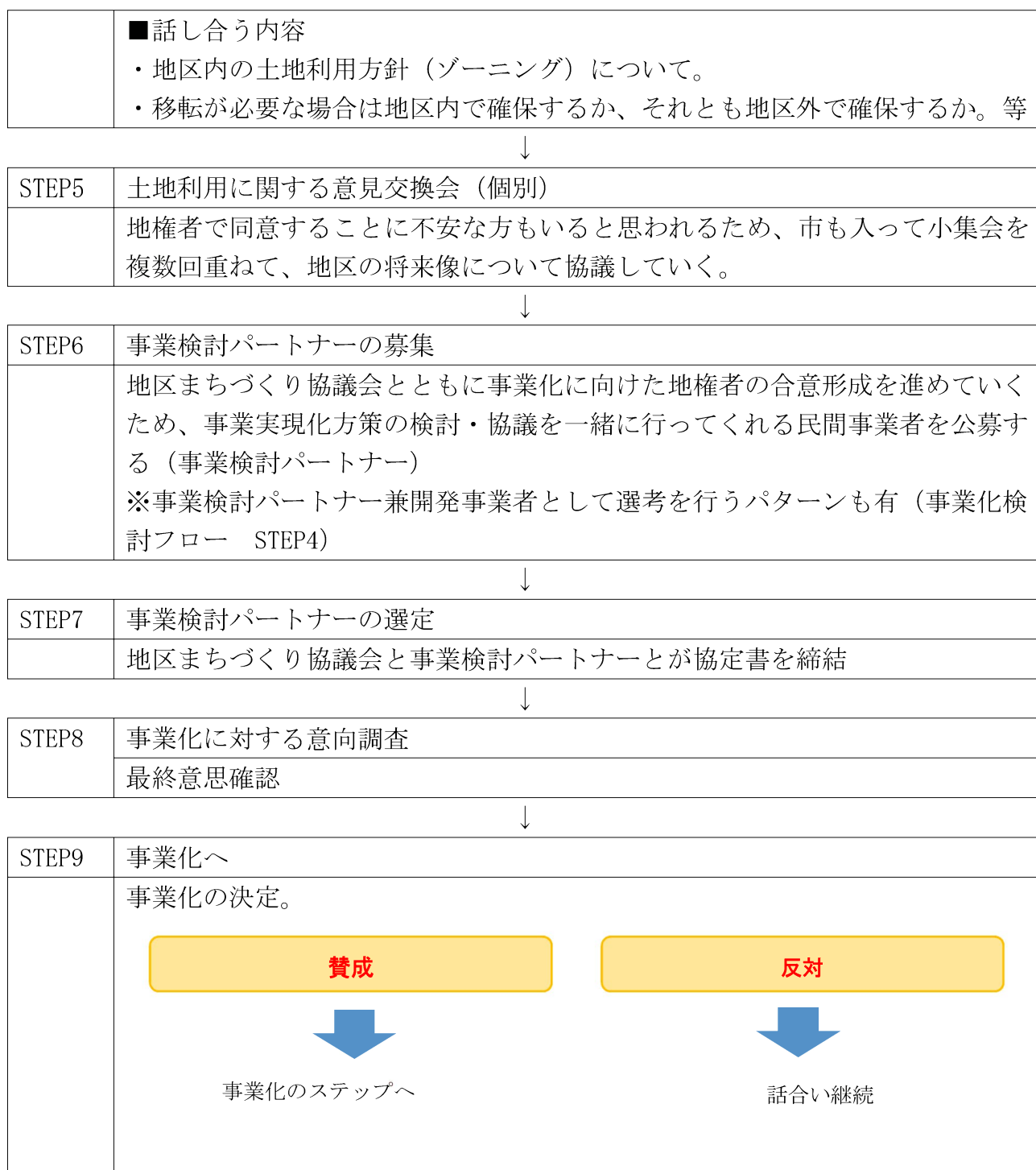
なお、企業誘致フローは別紙 2 のとおり。

別紙 1 事業候補地位置図

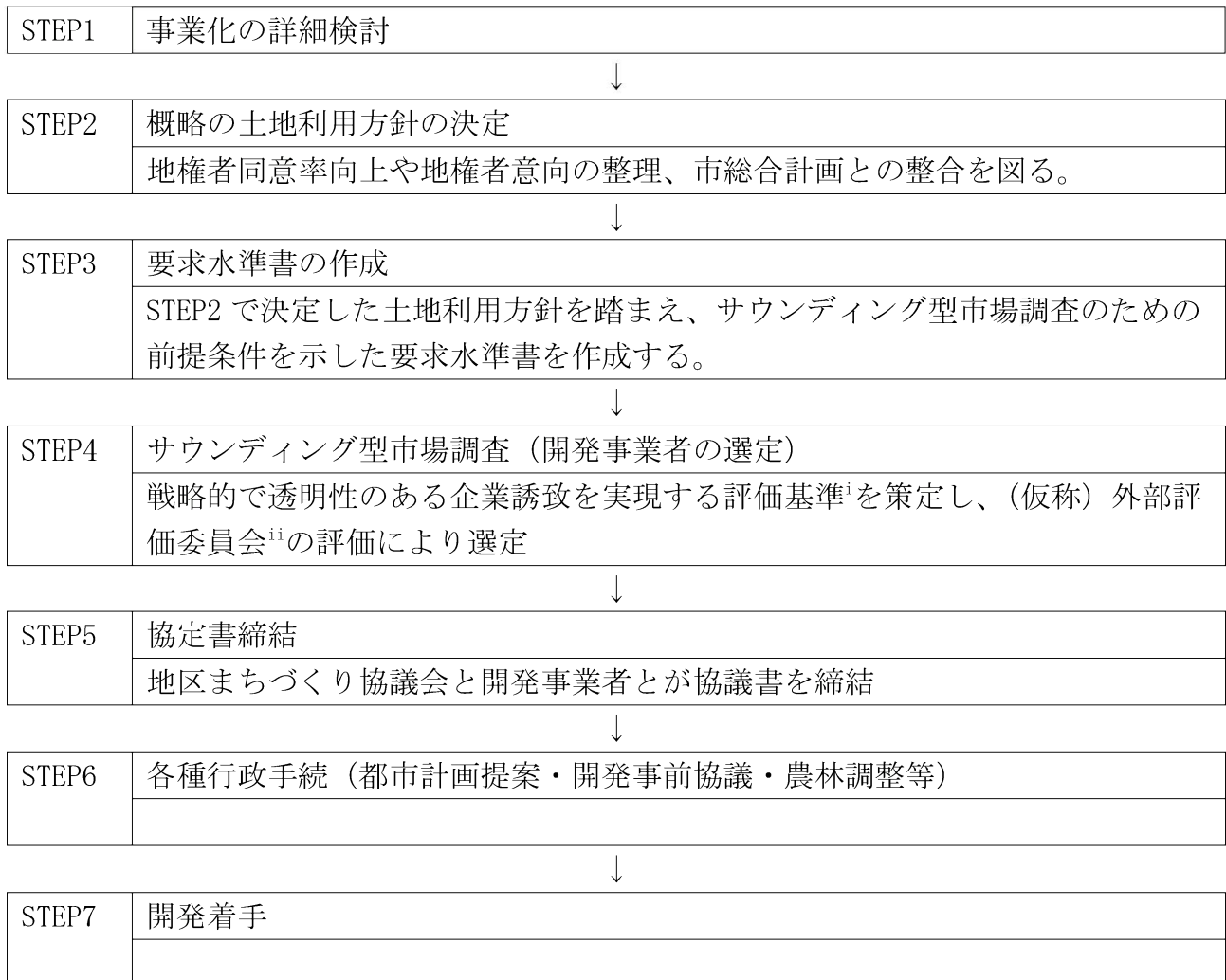


協議会設立 フロー

STEP1	各事業候補地のうち、事業化の可能性や効果の見込みが高いものを選定（優先順位を決め、順番に推進）
↓	
STEP2	市からの地権者アンケート 調査によって抽出された「候補地」の地権者に対して、当該地において、企業誘致を含めた新しいまちづくりを行うことについてのアンケートを行う。 【内容】 新たな産業の受け皿を創出する等、新しいまちづくり（土地利用）を行うことについて。
↓	
STEP3	アンケート結果をもとにした意見交換会 アンケート結果説明会を行う。 同意率 50%以上(明確な反対者なし) ↓ STEP4 へ 明確な反対者が存在 ↓ 地区内での話し合い 意見交換会・ミニ集会（複数回） ↓ まちづくりに関する意向調査 まちづくりをすすめることについての賛否 (地区まちづくり協議会への参加) 参加 ↓ STEP4 へ 不参加 ↓ 話し合い継続 (継続案件の候補地とする)
↓	
STEP4	地区まちづくり協議会の設立（白井市まちづくり条例） ■協議会にて地区の将来像（まちづくり）を話し合っていく。 - 同意率が50%以上の場合は、地区の将来像を考えるための受け皿として、地区まちづくり協議会を設立する。 - 意向調査を経て不参加の方がいる場合は継続案件扱いを原則とする。ただし、区域の変更により除外する場合や、不参加の方が他の地権者の決定に一定の理解がある場合は、地区まちづくり協議会を設立する。



事業化検討 フロー



ⁱ 評価基準は、行政計画に沿った基本的基準と地区ごとの特性を反映した個別基準とに分けて作成することを検討している。

ⁱⁱ 外部評価委員会は、学識経験者・地区まちづくり協議会長等の地権者・市職員などで構成することを想定している。